
死刑制度 井戸端会議

とにかく重くなりがちな「死刑」について、ワチャワチャと言ったり、聞いたり。出入り自由なカフェ型で開催しています。

日時：本日（19日）17：30～

次回：10月17日（土）

場所：足立区勤労福祉会館

TEL：03-3838-3581

絞首刑は「残虐でない」刑罰か？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住 一五九六一三〇二
<https://sobanokai.hanamizake.com/>

私たちは、一九四七年五月三日に施行された日本国憲法のもとで生活しています。この憲法には「死刑」という言葉は一切登場しません。すべての法律は憲法に反してはならないはずですが、この国は死刑制度を今だに存続させています。なぜでしょうか？

現在の刑法は一九〇八年に施行された旧刑法をほぼそのまま引き継いだものです。つまり、この刑法は新たに制定された日本国憲法の精神を前提にした新たな法律ではありません。旧刑法の「死刑制度」もそのまま踏襲してしまっています。本来であれば、憲法が新しくなった以上、その下位法である刑法も憲法の理念に合わせて見直されるべきでした。



日本国憲法をふつうに読めば死刑制度を容認している部分はどこにも見当たりません。

ところが、死刑制度を前提とする刑法を維持するために、憲法解釈の側を刑法に合わせる議論が展開されました。その典型が一九四八年三月一二日の最高裁判決です。この判決は「絞首刑は憲法三六条の禁止する『残虐な刑罰』に当たらない」と解釈（判断）しました。しかし、第三者が見て斬首より絞首の方が残虐ではないという比較が成り立つとしても、当事者にとっては生命を奪われるという一点で、いずれも残虐であることに変わりありません。これは憲法が保障する「生存権」の否定にも繋がります。

また、同最高裁判決は「法律で定められた手続（憲法第三一条）に従えば生命を奪う刑罰も許容される」と判断していますが、旧憲法の下で作られた刑法を認めることが「適正手続」になるという解釈にはかなり無理があるのではないのでしょうか。

いずれにしろ、一九四八年の合憲判決から既に八〇年近くになります。この間、世界の人権状況や刑罰思想は大きく変化しています。遅れ馳せながら、この国においても死刑制度を見直すべき秋と考えますが、いかがでしょうか。（T.K）